

審判委員会規定

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この委員会は、公益財団法人日本レスリング協会審判委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、公益財団法人日本レスリング協会(以下「中央協会」という。)の専門委員会として、レスリング競技のルールの確立、審判員の指導育成、並びに中央協会の主催する競技会の運営と審判を行い、もってレスリングの発展に寄与する。

(任 務)

第 3 条 委員会は、次の各号に定める任務を行う。

- (1) 委員会は、世界レスリング連盟(以下「UWW」という。)の定める「競技ルール」の解釈の統一を行う。
- (2) 委員会は、公認審判員を審査・認定する。
- (3) 委員会は、UWW認定の国際審判員の受験資格を審査し、受験に必要な推薦を行う。
- (4) 委員会は、公認審判員を指名して、中央協会主催及び関与する各種競技会の審判を行う。
- (5) 委員会は、UWW主催の国際大会の規定に則って帶同国際審判委員の指名を行う。
- (6) 委員会は、審判技術及びルールに関するクリニック並びに講習会を開催する。
- (7) 委員会は、必要に応じて各都道府県の協会と連絡・連係をとる。
- (8) 委員会は、その他関係する競技会の運営に必要な業務を行う。

第 2 章 組 織 及 び 運 営

(組 織)

第 4 条 委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 中央協会の指名する専門委員長としての審判委員長。
- (2) 第1号委員が指名する「大学連」「高体連」「中体連」「社会人連」「少年連」「女子連」「マスターズ連」からの委員若干名。
- (3) 前号以外で第1号委員が指名する委員若干名。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号の委員とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、所定の職務を行う。

(副委員長)

第 6 条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の内から委員長が指名し、員数は必要に応じて委員長が定める。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(各種部会)

第 7 条 委員会に各種部会及び小委員会を置くことができる。

(委員及び役員の任期)

第 8 条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員及び役員の任期は、中央協会の専門委員の任期に準ずるものとする。

(運営)

第 9 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

第 10 条 委員会の議事は、出席者の過半数によって決する。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(定例会)

第 12 条 委員会は、年1回以上の定例会を開催する。

2 委員会は、定例会において、当該年度の基本方針を決定する。

第 3 章 クリニック・講習会及び審査会

(クリニック)

第 13 条 委員会は、別に定める細則により審判技術及びルールに関するクリニック並びに講習会を開催する。

(審査会)

第 14 条 委員会は、別に定める細則により、公認審判員を認定する審査会を開催する。

第 4 章 公認審判員

(等級及び資格)

第 15 条 委員会が認定する公認審判員の等級及び資格は、次のとおりとする。

(1) A 級公認審判員

優秀な審判技術を修得し、かつルールに精通し、多年にわたり審判の実績を有し全国大会等の審判を行う能力を有するレスリング5段以上を授与された者で、所属都道府県協会長の推薦を経て審査会に合格した者。

ただし、B級取得後、満1年以上の経過を必要とする。

(2) B 級公認審判員

レスリングに関し多年の経験を有し、ブロック大会の審判員に適した者で、かつレスリング3段以上を授与された者で、所属都道府県協会長の推薦を経て審査会に合格した者。

(3) C 級公認審判員

C級公認審判員は、原則として、5年以上のレスリング経験を有する有段者で、所属都道府県協会長の推薦を経て審査会に合格した者。

(審判手帳)

第 16 条 公認審判員は、別に定める細則により、中央協会の発行する審判手帳を所持しなければならない。

第 5 章 専任審判員

第17条 専任審判員は、A級公認審判員の内から委員会の推薦を経て、委嘱を受けた者とする。

(職責)

第18条 専任審判員は、常にルールに精通して審判業務に従事し、実技共々他の範となるべく研鑽を重ね、所属協会及びブロック地域の審判技術のレベル向上と発展に寄与しなければならない。

第19条 専任審判員は、別に定める細則により、競技会の公認を受けるため、関与する各種大会の報告書を中央協会に提出しなければならない。

第20条 専任審判員は、C級公認審判員及びB級公認審判員の登録等に関して、別に定める細則により、責任と義務を有する。

(都道府県協会の業務)

第21条 各都道府県協会は、若干名の専任審判員を養成し、保有しなければならない。

2 各都道府県協会は、委員会から要請があった場合、保有専任審判員の内から、年1回最低1名を、中央協会主催の大会に派遣しなければならない。

(経費)

第22条 専任審判員及びに委員会から委嘱のある公認審判員は、中央協会主催の競技会参加の場合、別に定める細則により、旅費等を受けるものとする。

第 6 章 國際審判員

(資格、職責及び業務)

第23条 國際審判員の資格、職責並びに義務については、UWWの規定による。

- (1) 國際審判員は、中央協会の承認を受けなければならない。
 - (2) 國際審判員は、中央協会からUWWに登録書が提出されていなければならない。
 - (3) 國際審判員は、國際審判員手帳を所持しなければならない。
 - (4) 毎年の登録料はUWWの指定した期日までに支払いを完了しなければならない。
 - (5) 國際審判員は、UWWの規定するクリニックに出席する義務を有する。
 - (6) その他國際審判員の規定等について疑義がある場合、UWWの規定又は見解を優先する。
- 2 中央協会が、國際審判員として不適格と判断した場合、前項第1号及び第2号の手続を取消すことができる。

(受験資格)

第24条 國際審判員の受験資格は次のとおりである。

- (1) UWWの規定にしたがって、中央協会に所属し、所要の審判技術を有する者。
- (2) 委員会が受験の資格を認めた者
- (3) 中央協会が受験のための推薦手続を行った者。

第 7 章 名 誉 審 判 員

(資格と認定)

第25条 永年にわたり、A級公認審判員又は特別A級公認審判員としてレスリングの発展に寄与してきた者は、別に定める細則により名誉審判員の称号を受けることができる。

第 8 章 公認審判員の登録

(権利と義務の維持)

第26条 公認審判員は、認定を受けた等級の資格の権利と義務を維持するため、別に定める細則により、登録をしなければならない。

第 9 章 表 彰

(優秀審判員)

第27条 委員会は、中央協会主催の競技会において優秀審判員を選定し、永くその栄誉を称えるため表彰する。

第 10 章 資格のはく奪・降格・停止

(罰 則又は停止)

第28条 下記に該当する者は、罰則として、公認審判員の資格のはく奪・降格・停止の処分を適宜受けるものとする。

- (1) 中央協会会員の資格を失った者。
- (2) 委員会又は所属都道府県協会長から不適格者として通告された者
- (3) 競技会において重大な誤審、トラブルがあった者。
- (4) 実技に従事することが不可能と判断された者。
- (5) A級公認審判員の内、別に定める細則による所定のクリニックに参加しなかった者。

2 委員会は、この条項を適用する場合、微罰小委員会を開催するものとする。

附 則

この規定は、昭和51年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、昭和55年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、昭和61年4月1日から施行する。

この規定（改正）は、公益財団法人の設立の登記があつた日（平成25年4月1日）から施行する。

この規定（改正）は、平成29年4月1日から施行する。